

安全保障理事会議長声明

「アフリカの平和と安全」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2013年4月15日に開催された、安全保障理事会の第6946回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従った国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任を再確認する。安保理は、国連憲章第33および34条を想起しそして平和的手段による紛争の解決および、紛争または事態、その継続が国際の平和および安全の維持を危うくする虞のあるもの、に対する対応における必要な予防的行動の促進に対する安保理の責務を再確認する。

安全保障理事会は、紛争の防止が引き続き加盟国の主要な責任であることを想起する。したがって、国連組織により紛争防止の枠組内で取られた行動は、国の政府の紛争予防の役割を支援した、適切な場合には、補完するために意図されるべきものである。

安全保障理事会は、国際の平和および安全に関連したその機能に一致して、紛争サイクルのあらゆる段階に、また論争の武力紛争へのまたはぶり返しを武力紛争への拡大を防止する方法を探求する方法に、関与したままでいようと努めていることに留意する。安全保障理事会は、国連憲章第99および35条に従って、事務総長またはいずれかの加盟国は、国際の平和および安全の維持を危うくする虞のある事項に安保理の注意を促すことができることを想起する。

安全保障理事会は、武力紛争の防止のための運用上のまた組織上の措置から成る包括的な戦略の重要性を認識しそして持続可能な平和を確保するため紛争の根本原因に対処する措置の策定を奨励する。安保理は、これに関連して国際連合の中心的役割を再確認する。

安全保障理事会は、紛争予防と平和構築活動を支援すること並びにより強力な地域と国の主体的取組を案出することにおける、国連憲章第VIII章に従った地域的および準地域的機構間の提携と協力の重要性を強調する。

安全保障理事会は、早期警戒および対応システム、予防外交、予防展開、仲介、現実的な軍縮措置、平和創造、平和維持と平和構築戦略が、相互に依存した包括的な紛争予防戦略の補完的な部門であることを想起する。安保理は、包括的な対話、和解および再統合を通じた平和の創造と維持の重要性に留意する。安全保障理事会は、平和構築委員会（PBC）の活動に対する安保理の支援を更にくり返し表明した平和構築活動における PBC の助言、政策提言および資源動員の役割を駆使するという安保理の継続的な意思を表明する。

安全保障理事会は、紛争の根本原因および地域的な次元に対処する必要性を強調し、1998年4月13日の紛争の原因および恒久的平和の促進並びに持続可能な開発に関する事務総長報告書（S/1998/318）に含まれた勧告を想起し、そして紛争防止と持続可能な開発との間の相互支援の関係を強調する。

安全保障理事会は、アフリカにおける紛争のきっかけとなること、悪化させることまたは長引かせることの役割を果たした様々な要因や原因に関する安保理の従前の議長声明、そしてとりわけ安保理により強調されまた対処されてきた要因や原因を想起する。安保理は、人権と法の支配、文民の保護を強化しつつ、女性と子ども、民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の保護に対するものを含む、あらゆる形態の差別と政治的排除に対処しつつ、説明責任を確保しつつ、元兵士と子ども兵士の社会復帰と再定住、和解と地元が行う解決の促進、持続可能な社会経済的開発における意味ある進展の促進、貧困削減、代表選挙過程と特に国内制度の構築の支援および小型武器の効果的な管理を支援しつつ、効果的な治安部門改革計画の重要性を強調する。安保理は、アフリカにおける紛争を防止することにおける強力かつ効果的な国内制度の重要性を認識し、そして事務総長に対し、国連が国の主体的取組を促進する制度構築を支援するため努力しそして相互の誓約に基づいて前に進められることを確保するよう求める。

安全保障理事会は、事務総長および彼の特使の周旋、国際連合中央アフリカ事務所（UNOCA）と国際連合西アフリカ事務所（UNOWA）のような国連地域事務所が紛争予防において果たす重要な役割を認識する。

安全保障理事会は、アフリカ連合の民主主義、選挙およびガバナンスに関するアフリカ憲章、アフリカン・ピア・レビュー・メカニズム、大陸早期警戒システム、AU の紛争後の復興・開発のための政策枠組（PCRD）およびアフリカの紛争の根本原因に対処する同様の文書や制度を含む、紛争の根本原因

に対処するアフリカ連合の取組を認識する。安保理は、かれらの努力の一貫性、共同作業および集団的有効性を確保することに対する、長老会や有識者会議のような調停能力および地域的や準地域的機関の価値ある貢献を強調する。

安全保障理事会は、アフリカにおける国内避難民に対する保護と援助に関するアフリカ連合条約およびアフリカにおける難民問題の特定の側面を規定するアフリカ統一機構条約並びに脆弱な住民の保護についてのその焦点を認識する。

安全保障理事会は、全ての国の独立、統一、主権および領土保全の原則に対する安保理の責務と尊重を含む、国際連合憲章の目的と原則を支持する安保理の公約を再確認しまた国際法の下での国家の義務を遵守するという国の必要性を強調する。

安全保障理事会は、国際人道法および人権法の重大な違反についての刑事責任の免除に対する安保理の強い反対を再確認し、そしてこの文脈において刑事責任の免除を終わらせそしてこの目的のために戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪または国際人道法の他の重大な違反に責任を有する者を徹底的に捜査しまた訴追する国家の関連義務を遵守する国家の責任とまたこの文脈における紛争防止と紛争解決の責任を強調する。安保理は、国際人道法および人権法を含む適用可能な全ての国際法の意識を向上することとその尊重を確保することの重要性を強調し、自国民をジェノサイド、民族洗浄、人道に対する罪および戦争犯罪から保護する加盟国の主要な責任を含む、2005年の世界サミット成果文書において定めたような保護する責任の重要性を強調する。安保理は、国家の主要な責任を果たすため、能力構築を通して、国家を奨励しまた援助する国際社会の役割を強調する。安保理は、保護する責任に関する2013年事務総長報告書に期待する。安保理は、紛争の防止と解決に関する事項におけるジェノサイド防止と保護する責任に関する事務総長特別顧問の重要な役割を更に想起する。

安全保障理事会は、戦争犯罪、人道に対する罪およびジェノサイドに対する刑事責任の免除との戦いは紛争防止の重要な要素であることを強調する。安全保障理事会は、これらの重大な罪は罰しないでおくべきではなくまたその効果的な訴追は、適切な行動を取るにより確保されなければならないことを確認しそしてこれに関連して国際的な刑事司法制度の役割を強調する。

安全保障理事会は、紛争の防止および解決におけるまた平和構築における女性の重要な役割を再確認

し、そして予防外交の取組および決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009) そして 1960 (2010) に一致した紛争解決と平和構築に関連した全ての関連する意思決定過程に女性の平等な参加、代表および完全な関与を増やすという安保理の呼びかけをくり返し表明する。安保理は、自身の活動において女性、平和および安全の公約の履行により制度的な注意を向ける必要性を認識し、そしてこれに関連して、その活動にジェンダーの観点を編入するアフリカにおける紛争防止と解決に関するアド・ホック作業グループの意図を歓迎する。

安全保障理事会は、持続可能な平和を構築することにおける武力紛争下の子どもを保護することの重要性を再確認し、そして武力紛争により影響を受けた子どもの保護のための地域的および準地域的機構による活動並びに取極を奨励する。安保理は、決議 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011) そして 2068 (2012) に一致して、その政策提言、政策および計画の中に、継続した子ども保護の主流化を更に奨励する。

安全保障理事会は、国際の平和および安全の維持、紛争を防止することと牽制すること、国際的な規範と安保理決定の遵守を促進することおよび紛争後の状況における平和構築での、国際連合平和維持活動の決定的な役割を賞賛する。安全保障理事会は、とりわけ予防外交と仲介、平和創造と紛争直後の国に対する長期間の平和構築支援を提供することを通じた、アフリカにおける紛争防止を支援することにおける特別政治使節団の役割もまた賞賛する。

安全保障理事会は、過去および現在の紛争を増加させることにおいて天然資源の違法な開発が果たした役割に安保理の懸念を表明する。これに関連して、そのような資源に対する違法な利用を防止するためまた開発を促進することを目的とした合法的な開発の基礎を据えるため、とりわけその資源を合法的に、透明性をもってまた持続可能に管理する紛争後の状況における政府の能力を構築することを通して、関係国を、適切な場合には、その要請に基づいてまた天然資源に対するその主権と国の主体的取組を十分に尊重して支援することに、国際連合が役割を果たし得ることを認識する。これに関連して、安全保障理事会は、アフリカにおける紛争防止に貢献する一方法として、関連する国の文脈においてまたその職務権限にしたがった、また国連国別現地チームとの緊密に協力して行動する、国連機関の継続的取組を奨励する。安全保障理事会は、キンバリー・プロセスのような商品の監視および証明制度の重要性およびアフリカにおける紛争を防止することにおける、採取産業透明性イニシアティブ (EITI) のような歳入の透明性を改善することを目的とした自発的活動の役割を更に認識する。

安全保障理事会は、国連憲章第Ⅷ章に従った、国際連合の目的と原則に反しない活動を条件として、地域的および準地域的取極を通じた地域紛争の平和的解決の策定を奨励する。安保理は、全ての関連する地域的および準地域的機構、とりわけアフリカ連合、大湖地域国際会議（ICGLR）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、南部アフリカ開発共同体（SADC）、政府間開発機構（IGAD）、中部アフリカ諸国経済共同体およびアラブ・マグレブ連合の、紛争予防における取組に対する安保理の支援をくり返し表明する。

安全保障理事会は、国連国別現地チーム、地域的および準地域的機構並びに予防外交と適切な場合には、紛争の根本原因に対処することにおける国の政府を含む、継続して従事しているアフリカにおける国連の既存の紛争予防制度の重要性を強調し、そして国際連合憲章の目的と原則に従っていることを条件に、紛争の平和的解決に対する地域的な対処方法の促進を奨励する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、アフリカ連合およびこれに関連して、適切な場合には、準地域的機構と調整してまた緊密に活動して、紛争を平和的に解決することを助けるため可能な限り頻繁にアフリカにおいて仲介を用いることを続けることを奨励する。

安全保障理事会は、国際連合システム内でまた地域的および準地域的機構並びに他の関係者と協力して、アフリカにおける紛争の根本原因に対処する最善の方法についての勧告を行っている、紛争の原因およびアフリカにおける恒久的な平和の促進に関する事務総長の年次報告書に期待する。